

千代田区告示第 80 号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

千代田区長 樋口 高顕

記

納付を委託した歳入	指定納付受託者の名称及び所在地	指定日及び指定期間
過料	SB ペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号	指定日令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで